

議案第70号

大津市公共施設総合管理計画を定めることについて

大津市公共施設総合管理計画（マネジメント方針に係る部分に限る。）を次のとおり定めることについて、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第6条の2第7号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市公共施設総合管理計画

1 建築物に係るマネジメント方針

マネジメント方針Ⅰ 適正配置と総量の適正化

将来にわたる持続可能な施設でのサービスの提供のため、施設総量の削減など効果的な対応による施設機能の適正化を実現する。

全ての建築物を現状のまま維持した場合、現状の投資水準を大きく上回る将来負担が必要となることから、将来にわたり施設でのサービスの提供を継続していくためには、今後の行政需要を踏まえながら、財政規模に見合った施設保有量（規模）とする見直しが必要となる。

そのため、「施設を整備する」という従来の手法にこだわらず、機能面も含めた適正化に着目し、施設の有効利用や削減、機能の統廃合なども含め、様々な状況に対応した施設の配置と総量の適正化を図るものとする。

マネジメント方針Ⅱ コストの縮減

施設の整備や維持・運営においては、コストの縮減に向け、効果的な対応を追求する。

施設に係る経費の将来負担に関する課題に対応していくためには、施設整備費のみならず、建築物のライフサイクルコストの縮減を図っていく必要がある。

そのため、これまでの施設整備や管理運営の事業手法にとらわれず、民間のノウハウや資金の活用、地域との協働など官民連携等の新たな手法の導入や、余剰施設を最大限に有効活用するなどの効果的・効率的な対応により、施設に係る全てのコストの縮減を積極的に図るものとする。

マネジメント方針Ⅲ 戦略的な施設保全

保有する施設を長期にわたり安全かつ経済的に活用するため、計画的な施設保全を実施する。

施設の適正化やライフサイクルコストの縮減などを進める一方で、施設の在り方に関する検討を行った上で、施設を長期にわたり適正かつ安全に維持していく必要がある。

そのため、建築物を耐用年数に達するまで利用することを基本とし、将来の修繕・更新等を行う時期を的確に把握しながら、施設の省エネルギー化も含め、財政計画とも連動した施設保全を戦略的に推進していくものとする。

マネジメント方針Ⅳ まちづくり

市民ニーズや地域の状況を踏まえ、市民にとってより良い施設の在り方を追求する。

施設の適正化の検討を行うに当たっては、市民のニーズや各地域における人口の動向、交通事情等に配慮しながら、将来のまちづくりを常に意識し、市民にとってより良い施設の在り方を追求する。

マネジメント方針Ⅴ 公共施設マネジメントの推進

施設を重要な経営資源と捉えた公共施設マネジメントを実施する。

建築物に関するストックやコストの状況を一元的に把握し、組織横断的な視点から資産経営を行うための戦略的な建築物のマネジメントを推進する。

2 インフラ施設に係るマネジメント方針

マネジメント方針Ⅰ 時代に適合した性能と安心・安全の確保

将来の人口の減少や構造の変化など本市を取り巻く環境の変化に対応したインフラ施設の機能及び質を確保していくとともに、市民や利用者の安心・安全を確保していくため、施設の劣化に対する早期の対応や災害時のライフラインの確保などを積極的に推進していく。

マネジメント方針Ⅱ ライフサイクルコストの縮減

限られた財源の中で、将来の更新費用の増加に対応し、安定的かつ持続的にサービスを提供していくため、当該更新費用等の計画的な分散化や、民間のノウハウや活力の活用を行うとともに、各インフラ施設のライフサイクルコストの縮減に向けた対策を講じていく。

マネジメント方針Ⅲ 総合的かつ計画的な管理の推進

組織横断的に情報を共有し、かつ、効果的に公共施設マネジメントを進めていくための基盤を整備し、各インフラ施設の所管部局におけるマネジメント体制を確立することにより、総合的かつ計画的に課題の解決に取り組む。